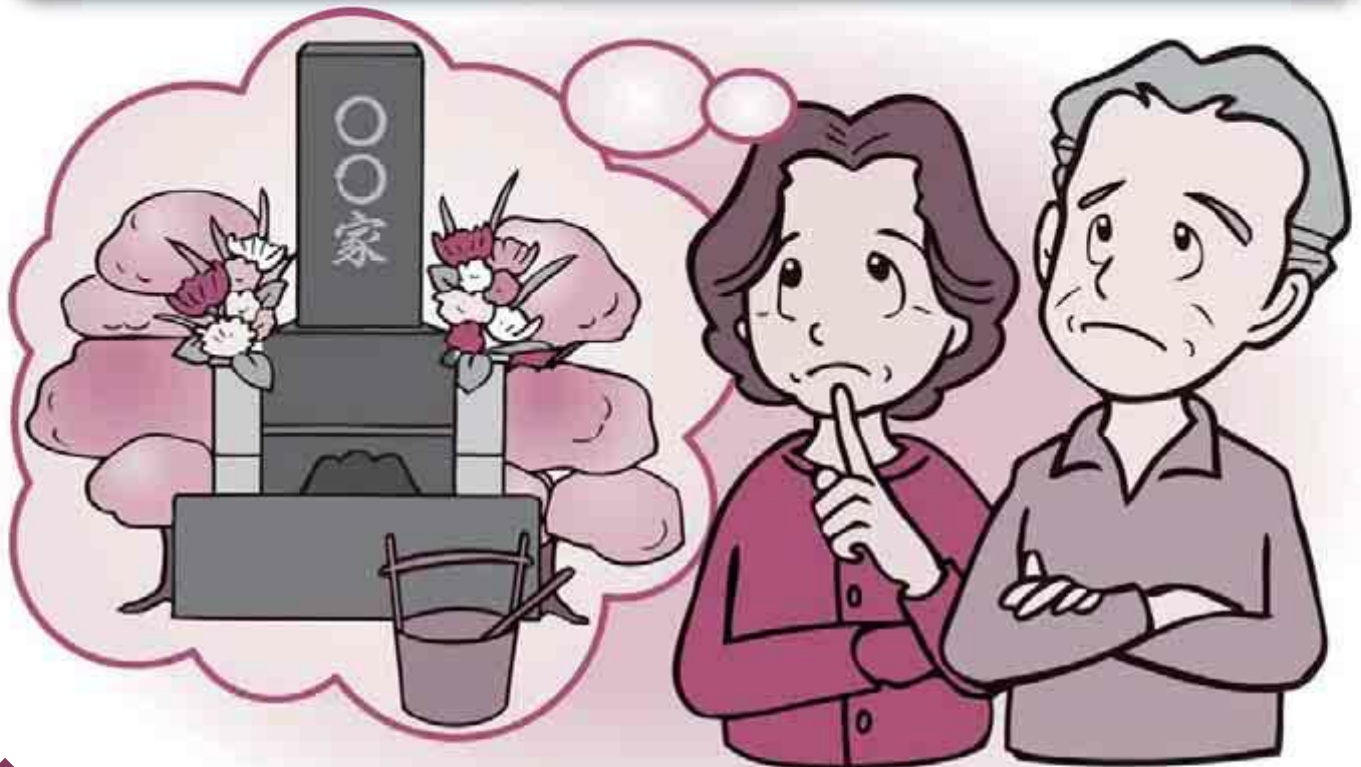


# 知っておきたい お墓・改葬(墓じまい)

近年のお墓は、先祖代々の継承墓をはじめ、永代供養墓・合葬墓、自然葬など多様化し新しい供養スタイルが注目されています。自分のお墓はこうしたい、子供たちになるべく負担をかけたくないと思っている人も多い親世代ですが、お墓の継承は自分のいなくなった後のことを誰かに託すこととなります。思わぬトラブルにならないよう、供養スタイルについてこの機会に家族で話し合ってみましょう。



**特集** 知っておきたい  
お墓・改葬(墓じまい)

- ▶気を付けて!「点検に行きます」強盗
- ▶お試しのつもりが定期購入に!?

目黒区消費生活センター

相談専用 **03-3711-1140**

月～金曜日 9:30～16:30

上記以外の時間は  
消費者ホットライン188



消費生活で困ったときはすぐ相談!

目黒区消費生活センター





# 知っておきたい お墓・改葬(墓じまい)

「終活」の中で気になりつつもわかりにくいのが、「葬祭」に関する事です。  
「葬祭」とは「葬儀」と「先祖祭祀」のことで、その後の供養の中心にあるのがお墓です。



## 近年のお墓事情

都市部ではビル型の納骨堂や合祀・合葬墓が増加しています。それまであった故郷のお墓を移転(墓じまいと改葬)して、「永代供養付き墓所」に納める傾向が出てきました。これには「おひとりさま」の問題や世代承継が困難という事情も反映されているようです。

## お墓には法律があります

お墓には「墓地埋葬に関する法律」(通称 墓理法)があります。私の家のお墓だからといって、勝手に移動したり、遺骨を取り出したりは出来ません。すべて届け出が必要で、また遺骨の遺棄などは刑法により罰せられますので十分注意しましょう。

## お墓の「種別」を知っておく

お墓の種別は**境内墓地**・**霊園**・**共同墓地**の3種類があります。

### • 境内墓地...

檀家のためにある寺院所有内の墓地



檀家のための菩提寺境内のお墓です。年忌法要などの供養はお寺が行います。檀家は毎年の護寺会費や墓地管理料の支払いをすることで供養の委託を永年にわたってお寺にお願いをします。同時に檀家は寺を支援する義務もあります。「永代供養付き納骨堂」などもこの境内施設になります。

### • 霊園...

宗旨・宗派が不問 公営と民営がある



市区町村が区画提供をしている「公営」と、宗教法人名義で民間会社が運営を委託されている「民営」があります。ともに管理はしますが、「供養」はお墓の入手者自身が行うのが原則です。毎年の墓地管理料を支払うことで、使用権は継続されます。

### • 共同墓地...

集落の既存墓地・家墓 墓地埋葬法以前からの墓地



「墓理法」が施行以前(昭和23年)の集落墓地など。地域住民の申し合わせなどで造成されたお墓ですので、管理者が誰かを確認しておく必要があります。

## お墓は「買えません!」お墓の権利構造

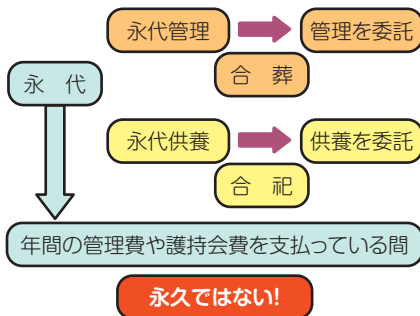
お墓には**使用権**と**所有権**があります

所有権は境内墓地であれば寺院、公営墓地であれば行政、民間霊園であれば公益法人や企業など(場合によって名義上は寺院)が所有します。使用権は祭祀承継者※1が有します。通常「お墓を買う」とはこの「使用権」を入手することを指します。公営・民営の霊園は「墓地管理規定」が設けられていることが普通で、墓地管理料未納の際の使用権抹消などが記載されています。

※1 祭祀承継者とは、祭祀財産や遺骨を管理し、祖先の祭祀を主宰すべき人のこと。



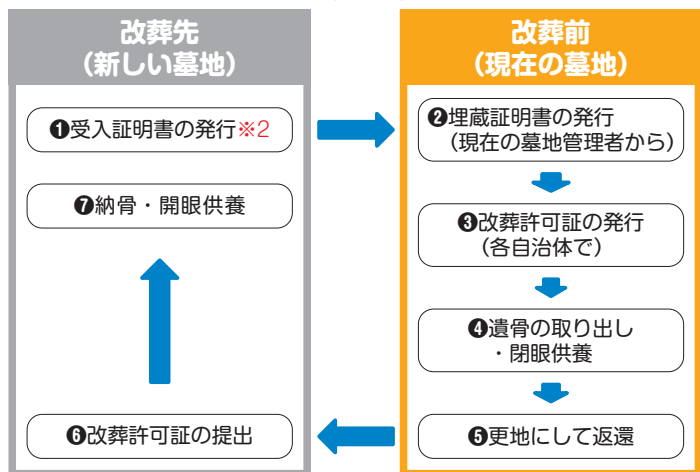
## 永代管理と永代供養の違い



「管理」と「供養」は全く異なる性質のもので、一般的な霊園や共同墓地での供養は承継者が行います。このため承継者がいない場合、供養を求めるならば「永代供養」のある墓所を選びます。ただし永代とはいっても、それぞれ個別の供養期限があり、それを過ぎるとまとめて合祀されることもあります。

## お墓の引っ越しと墓じまい

### 改葬の手順



※2 受入証明については、改葬先の窓口で相談する必要があります。(散骨の場合や自宅で一時保管するケースもあるので)

墓じまいして、遺骨を身近の施設で供養したいという要望もあります。その時には、元のお墓を墓じまい(廃墓)します。遺骨の取り出し・墓石の撤去処分・原状回復工事などが必要です。その際、必ず「改葬許可申請書」をお墓の現在地の役所に提出し、「改葬許可」を受けてから搬出・移動します。境内墓地の場合、檀家をやめる(離檀する)手続きもあるので事前にお寺に相談しましょう。

### 離檀でお寺とのトラブル

離檀料の根拠とされるのは年間管理費(護寺会費など)の滞納や寄付要請に対する未納などがあげられます。決められた経費の未支払いは、まとめて請求されますが、寄付は義務ではありません。基準もありません。確かに離檀により寺側は損失を被るわけですから、その意を汲んで感情的な問題にするのは避け、感謝の気持ちを少しでも事前に「お包み」できるとよいでしょう。



## お墓の選び方と代表的な種類

お墓の型式も多様化しています。お墓を選ぶ時は管理だけなのか、供養もあわせてなのかがお墓を選ぶ時の前提になります。供養付きの墓地や霊園の場合は、その供養の内容についても十分に説明を受けて、制約や規制条件また今後の経費(寄付の要請の有無など)についても考えておくといよいでしょう。

### ● 樹木墓地

石塔を建立する代わりに樹木を植え、その周りに埋葬するお墓で、合葬や合祀形式が多く、都営霊園の中にも区画募集があります。一般的に安価です。



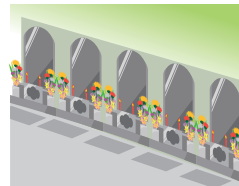
### ● 納骨堂

施設デザインや参拝システムがいろいろあります。金額は遺骨習俗の個数によりいろいろです。寺院境内のものであればほとんど「永代供養付き」になります。



### ● 壁面墓地

個別収蔵ですが、期限付きで後々は合祀や合葬墓に集約します。そのため墓誌なども簡易的に取り外しができます。



※合祀は供養してもらえるお墓のこと。合葬は管理のみしてもらえるお墓のこと。

### ● 散骨

主に海洋散骨となりますが、許認可された墓地区画では散骨できる区画を有する所があります。樹木墓地などと重なります。生前意思として、散骨を望む場合は十分に専門家等に相談し、これまでの実施例などを参考にするとよいでしょう。

参考: 東京都立霊園ホームページ (Tokyo霊園さんぽ)

<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/>

お墓はその形ではなく供養をしたいという心の問題です。遠近の利便性や経費の合理性で考えるべきものではありません。遺された人がどのように故人を慈しむか、現代ではそれがご先祖さんから身近な故人へとなっています。お墓選びの知恵として、供養する人の要望が8割、される側の希望は2割くらいがいいと思います。

監修執筆 日本葬祭アカデミー教務研究室 代表・二村祐輔





# 消費生活センターからのお知らせ

## 気を付けて! 「点検に行きます」強盗

ガスや電気の点検、消防点検や家の修理などを装って家に侵入し、現金やキャッシュカードを奪う強盗事件が発生しています。

東京ガスの点検では、訪問の7日から14日前を目安に訪問日時等を示したチラシが必ず投函されます。

「これから点検に行く」と電話があったときや、突然の訪問には注意してください。被害に遭わないように、次のことに気をつけてください。

- 昼夜を問わず、在宅中でもドアや窓は鍵をかける。
- 予定外の来訪者には、すぐにドアを開けず、インターホン越しやドアチェーンをして対応する。
- ドアを開ける前に消防署員やガス会社職員等を名乗る人は、制服着用と身分証明書等を確認する。



**本物の点検ではないとわかったときや不審な様子を感じたときは、絶対にドアを開けずにすぐに110番通報を!!**



## はい 消費生活相談です お試しのつもりが 定期購入に!?

**Q** スマートフォン(以下スマホ)で通販サイトを見ていた際、「ダイエットサプリメント実質500円」という広告が目に入った。興味があつたのでタップしたところ、大きな文字で、「通常価格5,000円が、初回500円」と書いてあつた。500円ならとお試しのつもりで購入した。事業者から再度、商品発送通知メールが届き、定期購入と分かった。1回だけのつもりで申し込んだので、キャンセルしたい。

**A** 「お試し商法」とは、「定価●●円がお試し無料」「定価▲▲円が今なら××円」など通常より低い価格で購入できると広告しながらも、実際には定期購入を条件に契約を締結させる商法です。スマホからの商品の申込みは通信販売にあたり、クーリング・オフ制度はありません。広告や申し込みの最終確認画面等を確認したところ、「インターネット通販に係るガイドライン」に則って、最低5回の定期購入契約だといった条件が表示されていました。このような場合だと解約はできません。注文申し込みを確定する前に、小さな文字や面倒であっても、広告や利用規約を必ずよく読み、定期購入が条件となっていないか確認しましょう。無料や極端に低い価格の場合は特に注意してください。



### めくニャンからの アドバイス

- 定期購入は解約自由となつていても、中途解約した場合にお試し価格が通常価格に戻ることがあります。解約する方法を電話のみに限定したり、解約可能な期間であっても電話が繋がらず解約の申入れが出来ない等、トラブルが増えています。慎重に契約しましょう。
- 平成29年12月から通信販売の定期購入に関しては、広告かつ最終確認画面上に、「定期購入契約である旨、支払総額、契約期間、解約条件等の主な契約内容の全て」を「消費者に分かりやすいように」表示することが義務付けられました。内容をよく読んで支払総額や解約・返品条件をしっかりと確認しましょう。
- 最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮っておくだけでなく、事業者に連絡した記録(電話、メール、FAX等)も残しておきましょう。

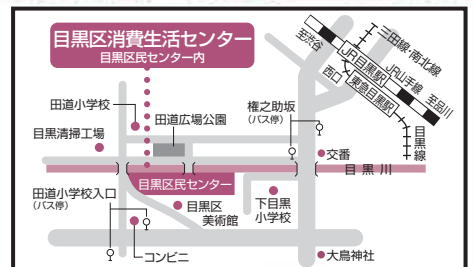
**不安なときや、困ったときは、  
すぐに消費生活センター  
(☎03-3711-1140)に相談してください。**



シグナル109号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

**発行** 目黒区消費生活センター  
(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)  
〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内  
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

メールマガジンも配信しています。



目黒区 消費生活

検索